

3 快適なまちをめざす

3-1 快適に暮らせる住環境の整備

3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備



政策 3-1 快適に暮らせる住環境の整備

3-1-1

都市機能の整備

高齢化社会にも対応できるまちなみをめざし、快適に暮らせる住環境の整備を促進します。

| | | | | |
|----------------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 高齢者等に配慮したまちづくり | 案内標識の整備推進 | 公園緑地の整備推進 | 墓地・火葬場の整備推進 | 情報通信基盤の整備促進 |
|----------------|-----------|-----------|-------------|-------------|

3-1-2

民間住宅の建設の促進

民間の協力・技術力を活用して住宅建設を促進し、また空き家対策に有効な施策検討を進めます。

| | | |
|-------------------|--------------|--------------|
| 高齢者に配慮した集合住宅建設の促進 | 寒冷地向け住宅の建設促進 | 空き家住宅の利活用の促進 |
|-------------------|--------------|--------------|

3-1-3

公営住宅整備事業の推進

公営住宅の計画的整備や改修を行い、住生活環境の整備を進めます。

| | |
|------------|-------------|
| 公営住宅の整備の推進 | 公営住宅再生事業の推進 |
|------------|-------------|

政策 3-2 快適に暮らせる社会基盤の整備

3-2-1

道路の整備促進

道路利用の多様化と地域の産業等との連携にも対応した道路環境の整備に努めます。

| | | |
|------------|---------|---------------|
| 国道・道道整備の促進 | 町道整備の推進 | 歩道バリアフリー整備の推進 |
|------------|---------|---------------|

3-2-2

道路の適正な維持管理

予防管理型の補修を行い、道路施設の長寿命化を図ります。

| | |
|---------|---------------|
| 道路維持の推進 | 橋梁長寿命化修繕計画の推進 |
|---------|---------------|

3-2-3

冬期道路交通の確保

関係機関との連携や町民との協働により除排雪の効率化と安定的な冬期交通の確保に努めます。

| | | | |
|-----------|----------------|-------------|--------------|
| 除排雪態勢の見直し | 除雪機械・オペレーターの確保 | 除排雪の協働作業の検討 | 各道路管理者間の連携強化 |
|-----------|----------------|-------------|--------------|

3-2-4

海岸と河川の保全

海岸や河川の改修工事の整備促進を図り、流水の機能維持と河川環境保全に努めます。

| | | |
|-----------|------------------|----------------|
| 海岸保全対策の促進 | 斜里川水系河川整備計画の整備促進 | 普通河川の整備及び保全の推進 |
|-----------|------------------|----------------|



3-1-1

都市機能の整備

現状と課題

都市計画区域は昭和28年に指定を受け、昭和50年に計画区域面積1,850haで決定しています。都市計画区域内には、用途地域が定められており地域ごとに建物の用途や規模、容積率・建坪率が決められて、まちづくりが進められています。

また一方、近年では高齢化社会に配慮したまちづくりや防災の視点から町内における都市施設の機能強化も求められています。

公園は、都市公園や広場など24箇所が設置されていますが、公園施設などの老朽化などが顕著に出始めているため再整備をしていく必要があります。

目的・目標

秩序ある健全な斜里市街地将来像を示す「都市計画マスタープラン」に沿って高齢化社会にも対応出来る街並みをめざすとともに、公共施設や避難施設への誘導をわかりやすく案内する効率的な案内標識を整備します。

また、身近な緑を充実させることにより潤いと安らぎを与える公園緑地の再整備を積極的に行い快適に暮らせる住環境の整備を促進します。

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|----------------|---|---------------|
| 1 | 高齢者等に配慮したまちづくり | 郊外に広まりを見せる住宅等を用途地域内に誘導を図る等、高齢者等に配慮したまちづくりを検討します。 | 参加・協力・連携・協働 小 |
| 2 | 案内標識の整備推進 | 公共施設や避難施設の場所をわかりやすく案内する看板を設置します。 | 参加・協力・連携・協働 小 |
| 3 | 公園緑地の整備推進 | 老朽化した公園施設を再整備するため公園施設長寿命化計画に基づき、効率的な修繕・更新を行います。また、地域に密着した街区公園や広場については、遊具の再整備など適正な維持管理に努めます。 | 参加・協力・連携・協働 中 |
| 4 | 墓地・火葬場の整備推進 | 町内の墓地(オホーツク霊園、ウトロ霊園、朱円墓地)の利用状況を踏まえながら、整備計画に基づく整備を進めていきます。また火葬場の適正管理に努め、計画的に施設改修を行っていきます。 | 参加・協力・連携・協働 小 |
| 5 | 情報通信基盤の整備促進 | 情報化社会における住民生活の利便性向上のため、ブロードバンド*に対応した情報通信基盤の整備を促進します。 | 参加・協力・連携・協働 小 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|-----------------------|-----|-----|-----|
| 1 | 公共施設や避難施設への誘導案内看板の設置数 | 2基 | 13基 | 30基 |
| 2 | 公園施設長寿命化計画の進捗状況率 | 8% | 36% | 64% |

み
ど
り

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き

ま
な
び

ち
よ
う
み
ん



3-1-2

民間住宅の建設の促進

重点施策4

現状と課題




近年は、高齢化社会に配慮した社会・生活基盤整備が求められています。町内においても、高齢者向け集合住宅や寒冷地向け住宅などの整備が課題であります。快適に暮らせる住環境整備のため、将来にわたり安心、快適な住宅である北国にふさわしい北方型住宅の普及促進が必要となっています。

また、既に廃屋となっているものや、空き家となってしまうことが想定される家屋など、人口減少と高齢化により今後も増えることが想定されます。これらの課題を解決するため、有効な施策の取り組みが必要となっています。

目的・目標

民間の協力により、高齢者に配慮した集合住宅等の建設や民間の技術力を活用した寒冷地向け住宅の建設促進をすることで、快適なまちをめざします。また、空き家対策では、国や道の支援策の活用により有効な施策の検討をすすめ、快適なまちをめざします。

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|-------------------|--|---|
| 1 | 高齢者に配慮した集合住宅建設の促進 | 北海道の支援策や民間の協力による高齢者向け住宅建設の情報提供を行うことにより整備促進につなげていきます。 |  参加・協力・連携・協働 中 |
| 2 | 寒冷地向け住宅の建設促進 | 民間の技術力を活用し寒冷地向け住宅普及推進のため建て主及び建設関係者への情報提供を進めます。また、寒冷地向けの取り組みを行っている町内建設関係者の紹介など、普及のためのPRに努めます。 |  参加・協力・連携・協働 中 |
| 3 | 空き家住宅の利活用の促進 | 空き家の利活用と発生抑制に繋げるため、空き家の把握と適正管理の情報提供を行い、景観等への影響が大きくなる前に解体処分等が進むよう相談窓口の設置を検討します。 |  参加・協力・連携・協働 中 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|---|-----|-----|-----|
| 1 | 高齢者向け集合住宅の建設戸数と情報提供の発信回数 | 0回 | 5回 | 10回 |
| 2 | 寒冷地向け住宅の建設戸数(北方型住宅、北方型eco住宅の認定を受けた建物)と情報提供の発信回数 | 0回 | 5回 | 10回 |



3-1-3

公営住宅整備事業の推進

現状と課題

公営住宅は、町内全域にあり、建設年度が古く老朽化が進んでいる団地があります。公営住宅の住生活環境の向上と良好な状態を長期間維持していくため、平成22年に「斜里町町営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

住宅の居住性、安全性を維持し、今後も長期間にわたり活用するため、計画的な建替と改修の実施が必要となっています。



目的・目標

「斜里町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的整備や改修を行うことで、安心して暮らせる住生活環境の整備を進めます。団地毎の老朽の程度により建替による整備や改修の実施により住生活環境の改善を進めます。

同計画により公営住宅全体の管理戸数を568戸から525戸とします。

み
ど
りし
ご
とま
ち
な
みく
ら
しい
き
い
きま
な
びち
ょう
み
ん

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|-------------|--|--|
| 1 | 公営住宅の整備の推進 | 建設してから相当の年数を経過している町営住宅は、計画的な建替等を進めます。 |  参加・協力・連携・協働 小 |
| 2 | 公営住宅再生事業の推進 | 耐震性が確保されていない町営住宅又は老朽化が進んでいる町営住宅の改修を進めます。 |  参加・協力・連携・協働 小 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|--|-------|-----|-----|
| 1 | 長寿命化計画に基づき、管理戸数525戸の内、建替、改修を行う団地の戸数を409戸とし、割合は77.9%とします。 | 11.2% | 63% | 77% |



3-2-1

道路の整備促進

現状と課題

町内の幹線道路網は、国道2路線と道道8路線から構成されています。町道は、平成25年3月現在、路線数519路線、実延長約491.5km、改良済延長237.2km（改良率48.1%）、舗装延長213.2km（舗装率43.4%）で、そのうち歩道等設置道路延長は57.4km（整備率12%）となっています。

国道や道道の整備は、未整備区間や老朽化した道路施設の改修を主に進めています。また、町道については、市街地内の幹線道路や交通量の多い郊外地の道路を優先的に整備を進めてきました。しかし、既設の舗装道路も経年劣化が著しく、早期の改修が求められています。




また、歩道バリアフリー事業も重点エリアを設定し優先的に早期の整備が必要となっています。

目的・目標

安全・安心な道路網を形成するため、国道・道道の未整備区間や老朽化した道路施設の整備促進を図ります。

また、計画的な町道整備を推進すると共に、歩道バリアフリー事業を推進し、社会基盤整備の充実に努めます。

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|---------------|---|--|
| 1 | 国道・道道整備の促進 | 国道・道道などの未整備区間の整備促進と老朽化した道路施設（橋梁、擁壁等）の改修と補強を促進します。 |  参加・協力・連携・協働 小 |
| 2 | 町道整備の推進 | 都市計画区域内の道路整備を推進すると共に、町内未舗装道路の舗装化及び軟弱地盤地区の道路改良を計画的に進めます。 |  参加・協力・連携・協働 小 |
| 3 | 歩道バリアフリー整備の推進 | すべての町民が等しく自由に安全快適に歩道を歩けるように、斜里町移動等円滑化構造基準*に沿った歩道バリアフリー整備を推進します。 |  参加・協力・連携・協働 小 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|----------------|-------|-----|-------|
| 1 | 町道の改良舗装普及率 | 43.4% | 44% | 44.5% |
| 2 | 歩道バリアフリー整備の進捗率 | 29.4% | 35% | 46% |



3-2-2

道路の適正な維持管理

現状と課題

道路や橋梁などの道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤であり、生活や社会経済活動を支える最も身近な公共施設です。

そのため、施設を保全し、安全で円滑な交通を確保するために、日常的なパトロールや定期的な点検、施設や周辺環境の状況把握に努めています。



しかし道路施設の多くは建設から20年以上が経過し、この間における車両の大型化、交通量の増加や施設の老朽化などの要因により、年々、修繕、補修を必要とする箇所や頻度が増大しているため、より効率的な維持管理が求められています。

今後も安全で円滑な交通を確保するために、パトロールの強化と施設の長寿命化に努める必要があります。

目的・目標

日常的なパトロールによる予防管理型の補修を行い道路施設の長寿命化を図ります。また劣化が著しく機能低下に陥っている道路施設については、修繕・更新計画の作成を推進します。

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|---------------|--|---|
| 1 | 道路維持の推進 | パトロールを強化すると共に計画的な維持管理に努め、道路施設の長寿命化を図ります。また併せて道路管理に対する町民理解を得ることに努めます。 |  参加・協力・連携・協働 小 |
| 2 | 橋梁長寿命化修繕計画の推進 | 平成24年度に計画策定した橋梁長寿命化修繕計画による橋梁の計画的な修繕を推進すると共に、幹線道路に位置する橋梁については、耐震補強を検討します。また今後も定期的に橋梁点検を実施、劣化損傷の早期発見に努めます。 |  参加・協力・連携・協働 小 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|----------------|-----|-----|-----|
| 1 | 橋梁長寿命化修繕計画の進捗率 | 3% | 15% | 70% |



3-2-3

冬期道路交通の確保

現状と課題

道路は地域の生活、社会経済活動を支える最も身近な公共施設であり、降雪や凍結による道路状況の悪化は、町民生活に大きな影響を与えることから、安全・安心な冬期交通を確保するため、道路の除排雪並びに凍結防止対策を行っています。





しかし、近年、災害の様相を呈する暴風雪や豪雪が度々発生し、通常の除排雪態勢では幹線道路の交通確保も困難な状況が起きております。さらに人口減少と高齢化による雪への備えの低下や、道路除排雪の主な担い手である建設業界を取り巻く雇用情勢の変化などの様々な要因により、安全・安心な冬期交通を提供することが、困難な状況となることが懸念されています。

そのため、今後も冬期道路交通の確保を図るため、町民との協働による除排雪のあり方を検討する必要があります。

目的・目標

冬期道路交通を確保するために、今後も継続的に除排雪の効率化、町民との協働及び各道路管理者間の連携強化などを推進します。

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 除排雪態勢の見直し | 地区の実情に応じた車道除排雪路線の見直しと路線毎の優先順位及び除排雪基準や除雪目標の見直しを行います。また歩道除雪路線についても適宜、見直しを行い、効率化を検討します。 |  参加・協力・連携・協働 小 |
| 2 | 除雪機械・オペレーターの確保 | 効率的な除排雪作業を行うためには、除雪機械と熟練したオペレーターの確保が重要である。そのため今後も除雪機械の計画的な更新を進めると共に、除排雪を担うオペレーターの安定確保と育成を促進します。 |  参加・協力・連携・協働 中 |
| 3 | 除排雪の協働作業の検討 | 通常期の除排雪路線や出動基準及び暴風雪や豪雪時の除排雪態勢などについて、広報やHPなどで住民周知を行い、除排雪業務に対する町民理解を得ることに努めます。また町民による自主的な除排雪の取組を促進するため、協働体制の構築をめざします。 |  参加・協力・連携・協働 大 |
| 4 | 各道路管理者間の連携強化 | 各道路管理者が連携し効率的な除排雪を行うため、更なる連携強化に努めます。 |  参加・協力・連携・協働 小 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|-----------|--------|--------|--------|
| 1 | 除排雪の満足度調査 | 2.77pt | 3.10pt | 3.25pt |



3-2-4

海岸と河川の保全

現状と課題

斜里町は弓状をなす延長100kmを超える海岸線と109条の河川を有しており、全ての海岸と斜里川水系、奥薬別川の主要な区域（2級河川）は北海道が管理しています。

そのため、町が管理する河川は普通河川が対象となりますが、海岸や2級河川の改修工事を促進するために、地元要望の取りまとめ、関係者への事業説明を行うなど、北海道との連携強化に努めています。

また、普通河川の管理業務は、町以外が行う流水や土地の占用、河川工作物の設置などに係わる河川協議を中心に行っており、河川パトロールについては、融雪期や大雨などの出水期のみとなっています。

そのため、今後は流水の正常な機能維持と河川環境の保全を図るため、日常的なパトロール体制を構築する必要があります。

目的・目標

海岸や2級河川の改修工事の整備促進を図るために、今後も地元要望の取りまとめや関係者への事業説明を行っていきます。

また普通河川は、流水の正常な機能維持と河川環境の保全に配慮し、なお海岸、河川の各管理者などと連携して水質の保全に努めます。

単位施策

| | 単位施策名称 | 内容 | 町民参加・協働 |
|---|------------------|--|---------------|
| 1 | 海岸保全対策の促進 | 近年、前浜の海岸侵食が進行しているため、地元の要望や現地状況の把握に努めると同時に海岸管理者に海岸保全対策の整備促進を要望していきます。 | 参加・協力・連携・協働 小 |
| 2 | 斜里川水系河川整備計画の整備促進 | 漁業者、農業者、地域住民との協議による適正な改修工事の推進を要望すると共に、無堤防地区の早期解消や堤防の嵩上げを促進します。 | 参加・協力・連携・協働 中 |
| 3 | 普通河川の整備及び保全の推進 | 普通河川の流水や区域を占用する橋梁や護岸などの工作物及び治水砂防事業が流水の正常な機能維持と河川環境の保全に配慮した工法となるように適正な河川管理に努めます。また日常的なパトロールによる流水や河川工作物の状況把握と定期的な点検の体制作りを進めます。 | 参加・協力・連携・協働 小 |

成果指標

| | | H25 | H30 | H35 |
|---|-----------------|-------|-----|-----|
| 1 | 斜里川水系河川整備計画の進捗率 | 55.8% | 62% | 69% |

み
ど
り

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き

ま
な
び

ち
ょう
み
ん



み
ど
り



新光北団地

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き



あさひ広場

ま
な
び



排除雪

ち
ょう
み
ん